

公益財団法人 土佐育英協会

2020年度 奨学生募集要項



－ 奨学金の特徴 －

ホームページ <https://www.tosaikuei.jp>

1 県が主体として作られた団体です

- ・高知県内の学生が大学・短大・専修学校に進学することを支援する団体ですが、県の補助金・維持会費及び寄附金を主な財源として運営しています。

2 手続きは簡単です

- ・奨学金の種類は1種類、あれこれ悩む必要がありません。
- ・申請は協会への直接申し込みとなります。記載方法等わからないことは、電話やホームページ問合せ窓口から気軽にご相談ください。
- ・申請書類を書損じた場合は、ホームページ掲載の様式を印刷して使用できます。
- ・提出書類はほとんどご家庭で対応できますが、公的機関の証明書につきましてはお手数をおかけすることになります。

3 大学等の合否が未発表でも申請できます

- ・1校又は複数校を受験する予定、又は、合格発表を待っている段階でも申請できます。
- ・選考決定は先行して行いますが、貸与確定は大学合格の連絡を受けてからとなります。

4 奨学金は無利子貸与です

- ・奨学金は無利子貸与です。返還は貸与した額のみとなります。但し、支払が遅延した場合は、遅延した額に延滞利子が付きます。
- ・返還期間は15年間で、大学等を卒業後、1年経過してから返還が始まります。

5 大学卒業後、高知に住み就職したら、返還金の半額が返還免除になります

- ・大学卒業後3年以内に高知県内で居住・就職した場合、一定の条件を満たせば、返還金の半額が返還免除になる制度です。2020年度大学奨学生から適用します。

6 他団体で申請却下された場合でも、当協会独自の判定で認定となることがあります

- ・成績や収入の基準に合致しないことを理由に受付を拒否することはありません。審査は成績や収入だけでなく、申請人の活動実績や家庭事情、過去の事例なども考慮して判定しますので、認定される可能性があります。

7 他団体奨学金との併給禁止について、取扱いを変更しました

- ・当協会では、日本学生支援機構の奨学金と母子父子寡婦福祉資金の奨学金のみを併給禁止としていましたが、2019年度から解除します。
- ・ただし、他団体の併給の取扱いについては、他団体の規定によることとなります。
- ・申請に当たっては、返済を考えて、借り過ぎにならないように注意しましょう。

＜ 2020年度奨学生の募集内容 ＞

1. 奨学金の種類・金額等

募集人員	給付・貸与区分	貸与期間	奨学生区分		貸与月額
50人程度	貸与 (無利子)	2020年4月に入学※1 又は進級する下記3の(1) の本文に記載する学校※2 の正規の修業期間を終了する月まで	専修学校奨学生 (修業年限が2年以上の専門課程)	高知県内に所在する私立	60,000円
			短期大学奨学生	国・公立	51,000円
				私立	60,000円
			大学奨学生	国・公立	51,000円
私立	64,000円				

※1 入学：転・編入学を含む。 ※2 3の(1)の本文に記載する学校：以下「大学等」という。

2. 募集期間

【第一次募集】

2019年10月1日(火)から2019年12月13日(金)までとします。

(2019年12月13日17時までに当協会事務局に持参したもの、又は郵送の場合で同日までの消印のあるものは、受け付けます。)

【第二次募集】

2020年2月3日(月)から平成2020年4月10日(金)までとします。

(2020年4月10日17時までに当協会事務局に持参したもの、又は郵送の場合で同日までの消印のあるものは、受け付けます。)

3. 応募資格

次の(1)～(4)のすべての要件を満たしていること。

- (1) 学校教育法に基づく専修学校(修業年限が2年以上の専門課程で高知県に所在する私立の専修学校に限る。以下同じ。)、短期大学及び大学(大学院を除く。以下同じ。)に2020年度に進学又は在学する者であること。

ただし、次の者は応募することができません。

- ① 外国大学の日本分校に進学又は在学する者
- ② 通信により教育を行う課程、別科及び専攻科に進学又は在学する者

- (2) 高知県内に住所を有する者の子弟であること。

(注) 高知県内に住所を有する者の「者」とは、父母又はこれに代わる者(以下「父母等」という。)をいいます。

- (3) 人物及び学業成績が優れ、かつ、学資の支弁が困難と認められる者であること。

(注) 学資の支弁が困難と認められる者とは、1年間の父母等の認定所得額が、収入基準額以下の者としてします。(「認定所得額の算定方法・収入基準額について」参照)

- (4) 他団体奨学金との併給については制限を設けていないが、他団体の奨学金の取扱いについては、他団体の規則によること。

4. 奨学金の返還

奨学金は、無利息とし、貸与を終了した月の翌月から起算して1年を経過後、15年以内に年賦、半年賦又は月賦により、当会の理事長が指定する金融機関の口座へ振込の方法で返還しなければなりません。ただし、貸与した総額を15で除して得た額が6万円未満の場合は、1年間の返還額は6万円（最終返還年を除く。）となります。

貸与した全額又は一部を、いつでも繰り上げて返還することができます。

（注）返還が遅延した場合は、年5%の延滞利息が付きますので、ご注意ください。

5. 奨学金貸与の休止等

奨学生が次に掲げる事由に該当したときは、奨学金貸与の休止・停止又は廃止をすることがあります。

- (1) 休学又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業成績の不良又は性行などの状況により奨学生としてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 転学又は退学したとき。
- (4) 傷い疾病などにより成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 父母等が高知県外に転居（単身赴任を除く。）したとき。
- (7) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- (8) 上記に掲げるもののほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

6. 出願書類

- (1) 高等学校卒業見込者及び過年度卒業生で進学していない者（第一次募集の推薦入試合格者及び第二次募集者）は、次の書類を当協会事務局へ持参するか郵送してください。

- ① 土佐育英協会奨学生願書（所定様式）
- ② 大学等の合格通知書の写し又は入学許可書の写し
- ③ 同一世帯家族全員の住民票の写し（原本）
- ④ 父母等の所得に関する証明書（別表1参照）
- ⑤ 高等学校長の奨学生推薦調書（所定様式）※開封無効

※第一次募集の一般入試予定者は、②の書類については、合格が確定次第提出してください。

（提出期限は第二次募集期限までとし、提出されない場合は、奨学金の合格内示は取消しとなります。）

- (2) 大学等の在学者で進級する者は、次の書類を当協会事務局へ持参するか郵送してください。

- ① 土佐育英協会奨学生願書（所定様式）
- ② 同一世帯家族全員の住民票の写し（原本）
- ③ 父母等の所得に関する証明書（別表1参照）
- ④ 在学を証明する書類
- ⑤ 学業成績証明書（2019年度前期分まで）
- ⑥ 奨学生応募者調書（所定様式）

- (3) 高等学校卒業程度認定試験合格者で大学等に進学する者、転入学・編入学する者、大学等を卒業後新たに大学等に進学する者、以上に該当する者は出願書類について、当協会事務局（088-873-8956）へお問合せください。

7. 願書の提出先

〒780-0870
高知市本町1丁目3-20 カーニープレイス高知本町ビル4階
公益財団法人土佐育英協会事務局

8. 奨学生の選考及び決定

- (1) 公益財団法人土佐育英協会奨学生選考委員会において、出願書類をもって奨学生を選考のうえ、当協会理事長が奨学生を決定します。
- ・選考は、学力・家計の基準値を目安に、人物・特殊事情等を含め総合的に判断します。
 - ・家計基準は、3応募資格-(3)のとおりです。
 - ・学力基準は、貸与開始年度の学年が1年生の場合、高等学校の成績は平均3.2以上とします。(高等学校卒業程度認定試験合格者の場合、当該認定試験の成績でB以上が50%以上とします。)
 - ・貸与開始年度の学年が2年生以上の場合、申請時までの全履修科目の成績で良(B)以上が50%以上とします。
- (2) 選考結果については、奨学生を決定次第、本人に通知します。
採用にならなかった者にも、その旨をお知らせします。
- (3) 奨学生選考委員会開催
- | | |
|---------|-------------------|
| 【第一次募集】 | 2019年12月下旬までに開催予定 |
| 【第二次募集】 | 2020年5月中旬までに開催予定 |

9. 誓約書等の提出

奨学生決定の通知を受けた者は、願書記載の第一連帯保証人（本人の父母又はこれに代わる者で独立の生計を営む身元確実な成年者）及び第二連帯保証人（本人と同一生計以外の者で2020年4月1日における年齢が65歳以下で独立の生計を営む身元確実な成年者）と連署による「誓約書」に、次の①②の書面を添えて提出していただきます。なお、破産中の者は連帯保証人になれません。

- ① 第一・第二連帯保証人の印鑑登録証明書（原本）
- ② 在学証明書

※年齢65歳以下の制限は、第二連帯保証人のみです。(1955年4月2日以降生まれの者)

※奨学生に決定した者を対象に、説明会を実施します。(2020年5月下旬予定)

※誓約書及び①②の添付書類の提出時期については、奨学生採用決定通知時にお知らせします。

10. 奨学生辞退の届出

願書提出後に、奨学生願書記入の大学等に進学しなかった等の理由で奨学生となる資格がなくなったときは、直ちに当協会事務局へその旨を連絡してください。

別表1 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち父母等は、次に示す区分に応じて必要な書類等を添付すること。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする者で、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりです。

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方
- ② 父母のいずれか一方しかない場合は、当該父又は母
- ③ 父母のいずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計をささえている者
(2人いる場合は2人それぞれ)

区分	必要な証明書类等
1 給与所得又は事業所得がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (2018年1月～同年12月までの収入額及び所得額を証明するもの) (注) 所得額と市町村民税・県民税の額が分かる所得額課税額証明書の提出が必要
2 年金所得がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年中に発行された年金額改定通知書(写し) 又は2019年中に発行された振込額通知書(写し)
3 失業中の場合 (2018年中は就労していたが、応募時において失業中の場合)	<p>2019年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】及び次の(1)又は(2)のいずれかの書類を提出</p> <p>(1) 雇用保険を受給している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】 <p>(2) (1)以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 無職・無収入申立書(別紙様式3)
4 収入が著しく減少した場合 (2018年中は就労していたが、申込までの間に転職した場合、又は定年退職等により年金受給者となった場合など)	<p>2019年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】及び次の(1)～(3)のいずれかの書類を提出</p> <p>(1) 給与所得がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給与等の収入年間(見込)額証明書(原本)【会社発行】(別紙様式4) <p>(2) 定年退職等により年金受給者となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年金証書(写し) ● 給与等の収入年間(見込)額証明書(原本)【会社発行】(別紙様式4) ・・・2019年1月以降に給与所得がある場合 <p>(3) (1)(2)以外の場合(事業所得がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税理士等第三者の証明がある帳簿の写し(直近3ヶ月の収入金額や必要経費が記載され、所得金額が算出できるもの)
5 1～4以外の場合 (2018年1月から引き続き無職無収入である場合)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (2018年1月～同年12月までの収入額及び所得額を証明するもの)

認定所得金額の算定方法・収入基準額について

奨学生に出願しようとする者は、次のⅠ－Ⅱにより算出される父母等の認定所得金額が、収入基準額以下であること。

I 所得金額 － II 特別控除額 = III 認定所得金額 が IV 収入基準額 以下

(注) 父母等とは、「別表1 所得に関する証明書等」の(注)書きの父母等と同じです。

I 所得金額の算定方法

所得金額とは、父母等の1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいう。
所得の種類に応じて、以下の方法で計算する。

(1) 給与所得の場合

年間収入金額	所得金額
268万円以下	0円
269万円以上 400万円以下	収入金額×0.8－214万円
401万円以上 780万円以下	収入金額×0.7－174万円
781万円以上	収入金額－408万円

次の①から⑦は給与所得として扱う。

- | | |
|------------|------|
| ① 俸給、給与、賞与 | ② 賃金 |
| ③ 役員報酬 | ④ 歳費 |
| ⑤ 専従者給与 | ⑥ 年金 |
| ⑦ 扶助費、傷病手当 | |

- 備考
- 1 収入金額及び所得金額は、1万円以下を切り捨てます。
 - 2 給与所得者が2人以上いる場合は、各人毎に計算を行います。
 - 3 同一人で2つ以上の収入源があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合計した後で1万円未満を切り捨てて適用します。
 - 4 同一人で2つ以上の収入源があり、給与所得と給与所得以外の場合は、給与所得については上記により計算し、給与所得以外は下記(2)により算出します。

(2) 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に記載された所得額を所得金額とする。

II 特別控除額の算定方法

特別控除とは、前記1で計算した所得金額から控除する事を認められた金額をいう。
特別控除額は、次ページの「特別控除額表」による。

【特別控除額表】

区分	特別の事情	特別控除額				必要な書類
世帯を対象とする控除 A	(1) 母子・父子世帯	99 万円				
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1 人につき)	小学校	31 万円			
		中学校	46 万円			
			自宅通学	自宅外通学		
	高等学校	国公立	39 万円	69 万円		
		私立	88 万円	118 万円		
	高等専門学校 1～3 年次	国公立	39 万円	69 万円		
		私立	88 万円	118 万円		
	高等専門学校 4～5 年次	国公立	43 万円	72 万円		
		私立	87 万円	116 万円		
	大学	国公立	74 万円	121 万円		
		私立	133 万円	180 万円		
	専修学校	高等課程	国公立	39 万円	69 万円	
私立			88 万円	118 万円		
専門課程		国公立	36 万円	81 万円		
		私立	102 万円	147 万円		
(3) 障害者のいる世帯	障害者(1 級又は 2 級) 1 人につき 99 万円				障害者手帳(写し) 又は療育手帳(写し)	
(4) 長期療養(6 か月以上)者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				医師等の診断証明書、別紙様式 1 及び領収書の写し	
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	71 万円				別紙様式 2 及び公共料金請求書・領収書等の写し	
(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				り災証明書の写し、及び被害額及び 1 年間の支出増となる額(保険等で補てんされた額を除く)を証する書面の写し	
本人を対象とする控除 B	専修学校・短期大学・大学 : 74 万円					

(注 1) A 欄の(2)「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人分は含めません。

(注 2) A 欄の控除については、該当する項目が 2 つ以上ある場合は、これの特別控除を併せて控除することができます。

(注 3) A 欄の(2)「就学者のいる世帯」の「大学」には短期大学・大学院を含みます。

(注 4) A 欄の(5)は、離婚前の別居(不仲による別居を含む)は、控除の対象とはなりません。

(注 5) A 欄の(3)・(4)・(5)及び(6)に該当する世帯は、申立書及びそれを証する書類(写し)を添付してください。

Ⅲ 認定所得金額の算定方法

前記Ⅰの所得金額から前記Ⅱの特別控除額を控除した金額(1万円未満切り捨て)を認定所得金額とする。

Ⅳ 収入基準額

収入基準額は下記「収入基準額表」の世帯人員(申込者本人を含む。)に対応する額とする。前記Ⅲで算定した認定所得金額が収入基準額以下であれば、家計基準を満たしていることとなります。

【収入基準額表】

世帯人員区分	収入基準額(万円)
1人	139
2人	198
3人	212
4人	229

世帯人員区分	収入基準額(万円)
5人	239
6人	250
7人	262

Ⅴ 所得に関する証明書

「別表1 所得に関する証明書等」と同じ。

学生寮(土佐寮)の紹介

当協会では、東京都又はその近郊の大学(院)に進学される男子学生のために、東京都三鷹市で学生寮を運営しています。

- 1 対象は高知県に在住する方の子弟となっています。
- 2 総室数は68室あり、全室個室でエアコン完備、無線LANが使用できます。トレーニング室や情報処理室(パソコン室)などもあります。
- 3 食堂では、専属の調理人が朝夕の食事を用意します。
- 4 寮の場所は、JR吉祥寺駅下車徒歩15分、桜で有名な井の頭公園のすぐ近くです。
- 5 寮費は、食費・光熱水費込で月額58,900円と割安です。
- 6 寮生は、皆高知県出身の学生ですので、初めての一人暮らしでも安心です。
- 7 募集は年2回行っています。募集期間以降は随時入寮も受け付けています。
一次募集 2019年10月1日(火)~2019年12月13日(金)
二次募集 2020年2月3日(月)~平成2020年3月10日(火)
随時募集 2020年3月16日(月)~平成2021年1月29日(金)
- 8 募集し選考決定された学生は、入寮するまでの期間内(1月~3月)、10日を限度に無料で宿泊することができます。学生に同伴する保護者も宿泊できます。ただし、入学手続きに関する宿泊であることなど一定の条件があります。

(注)寝具代・食費については費用負担が伴います。

詳細については「土佐育英協会」のホームページを見ていただくか、協会事務局にご相談ください。 TEL 088-873-8956

ホームページは、表紙のQRコードを使って携帯端末から見ることもできます。



土佐寮の位置図

奨学金半額返還免除制度について

(公益財団法人 土佐育英協会)

この制度は、優秀な人材の県外流出を防止し、郷土の発展に貢献してもらうことを目的に、当協会の大学奨学金貸与者のうち、大学又は大学院を卒業後3年以内に県内に居住し、就業した者を対象とし、これらの条件を満たし半額返還免除の承認を受けた者（以下「半額返還免除登録者」という。）は、返還すべき額の半額が免除される制度です。

さらに、承認後継続して5年を経過し、改めて返還免除確定申請を行い、承認されたときは、以後承認の条件に関係なく返還残額の半額が免除されます。

ただし、いずれの場合も3か月を超える滞納があったときは、登録時に遡って承認が取り消され、以後通常返還となりますので、注意をしてください。

この制度は、2020年度の大学奨学生から適用されますので、卒業後に条件を満たすこととなった者は、必要書類を添えて当協会に申請してください。

1. 募集対象者

次の(1)から(4)のすべてに該当する者

- (1) 当協会の2020年度以降の大学奨学生（以下、「奨学生」という。）であること。
- (2) 大学（6年制を含む）を卒業した者（正規の修業年を超えて卒業した者については、理事長が越年理由をやむを得ないものと認めた者に限る。）であること。
- (3) 返還金について、3か月を超える滞納がないこと。
- (4) 大学卒業後、翌月1日から起算して36か月以内に高知県内に居住し、次のいずれかに就職した者。

就職予定先	要件（正規雇用に限る）
企業・団体等に雇用される場合	高知県内に本社を有する企業・団体等に雇用されていること。 (前記の県外支社への異動については継続とみなします。)
自ら事業を営む場合	高知県内において申請者本人が事業を営み、確定申告をしている、または申告書において事業専従者として記載されていること。

★パート・アルバイト等は除きます。
★正規雇用でも、就労形態に疑義が有る場合は、対象外とさせていただくことがあります。

2. 返還免除の額

- (1) 私立大学の奨学生 32,000円×貸与月数 (貸与月額 64,000円の5割)
- (2) 国公立大学の奨学生 25,500円×貸与月数 (貸与月額 51,000円の5割)

3. 半額返還免除登録者の登録申請手続き

《登録申請期間》

- 大 学 生（4年制） 2024年4月1日から2027年3月31日まで
医・薬生（6年制） 2026年4月1日から2029年3月31日まで

大学院生（2～6年制） 大学院卒業後、翌月1日から起算して36か月以内
※上記各期間締切日の17時までに当協会事務局に持参したもの、又は郵送の場合で同日までの消印のあるものは受付けます。

《登録申請に必要な書類》

- (1) 奨学金半額返還免除登録申請書
- (2) 大学(院)の卒業証明書
- (3) 就職したことを証明できる書類

※自ら事業を開始した者は、そのことが確認できる書類。
(個人事業開業届出書など)

《登録申請先》

公益財団法人 土佐育英協会事務局

《登録申請の審査及び決定》

事務局が申請書類等を審査して登録要件を確認し、理事長が免除登録者の登録を決定します。
登録申請の結果は、文書で申請者に通知します。(登録申請期間末月の翌月を予定)

《登録決定者の就業実績報告等》

※登録決定の通知を受けた者は、別に定める「誓約書」を提出すること。

※登録決定者は、免除期間中、前年度の就業実績を翌年度4月中に報告すること。

※前記の報告がない場合は、確認できる期間以後は、免除の取消しとなりますので、ご注意ください。

4. 半額返還免除登録者の免除確定申請手続き

《免除確定の申請期間》

登録承認月の翌月から起算して、60か月を経過した月の翌月から2か月以内

※締切日目の17時までに当協会事務局に持参したもの、又は郵送の場合で同日までの消印のあるものは受付けます。

※申請期間内に提出されない場合は、免除取消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

《免除確定の申請に必要な書類》

- (1) 奨学金半額返還免除確定申請書
- (2) 前年度の就業実績を証明できる書類

※自ら事業を営んでいる者は、そのことが確認できる書類。
(提出済みの確定申告書の控え写しなど)

《免除確定の申請先》

公益財団法人 土佐育英協会事務局

《免除確定申請の審査及び決定》

事務局が申請書類等を審査して申請要件を確認し、理事長が申請者の免除確定を決定します。
免除確定申請の結果は、文書で申請者に通知します。(免除確定申請期間末月の翌月を予定)

5. 返還免除の対象外及び取消となる事項

- (1) 半額返還免除登録者が、返還額が確定する5年後までに、半額返還免除の就職及び居住要件を満たさなくなったときは、その要件を欠くに至った時点に遡って承認が取消されることとなります。

ただし、免除者登録後、継続して1年を経過しているときは、その継続した年数(端数月は切捨て)については、半額返還免除を受けることができます。

また、滞納が3か月以内の場合であっても、半額返還免除の確定申請月の前月までに滞納額を返還しておくことを条件とします。

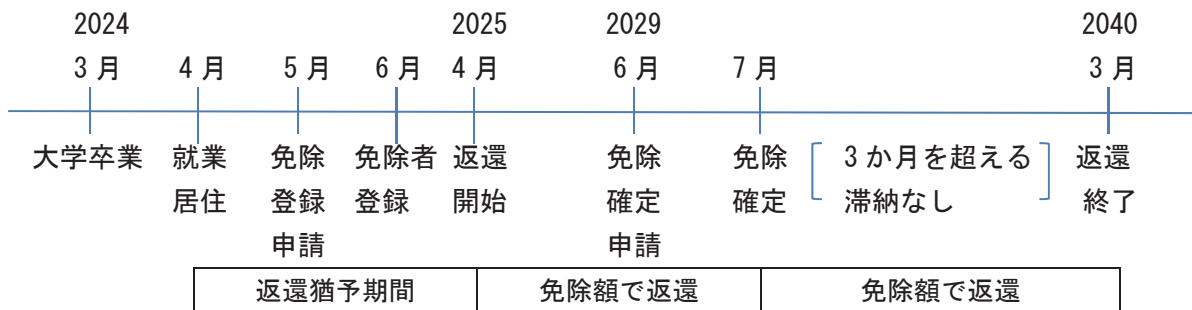
- (2) 半額返還免除登録期間中に、高知県内において連続した就業がなされていない場合は、免除の対象外となります。連続した就業は、同一の就業場所である必要はありません。
ただし、転職等の場合、2ヵ月以内の無就業期間であれば、1回に限り連続した就業とみなします。
- (3) 半額返還免除の確定後であっても、3か月を超える滞納があったときは、確定者の登録時に遡って承認が取消されることとなります。
ただし、確定者登録後、継続して1年を経過しているときは、その継続した年数(端数月は切捨て)については、半額返還免除を受けることができます。
※3か月を超える滞納とは、連続して又は断続して3ヵ月を超えて滞納した場合のことをいいます。
- (4) 半額返還免除登録者決定後に、就労を継続できなくなったり、県外へ転職した場合等、免除要件に該当しなくなった場合は、速やかに当協会事務局へ連絡してください。

6. 2020年度大学奨学生の半額返還免除の流れ

(1) 4年制大学卒業し、即就職した場合

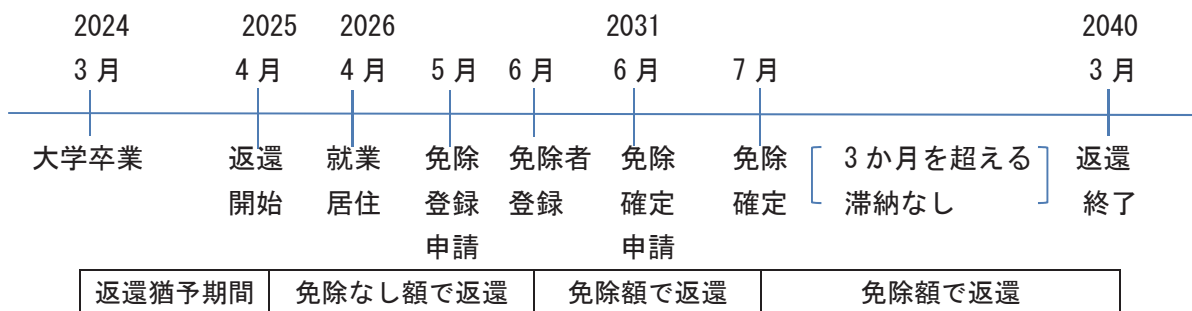
★返還開始時から半額免除の返還額になります。

★実質4年の返還で半額免除が確定します。



(2) 4年制大学卒業し、3年目に就職した場合

★返還開始時から免除者登録するまでは、半額免除なしの返還額になります。



※(1)～(2)は4年制大学の例です。

ご不明な点、その他の例については、当協会までお問合せください。

公益財団法人 土佐育英協会

【 〒780-0870 高知市本町1丁目3番20号 カーニープレイス高知本町ビル4階 】
 電話・FAX 088-873-8956 ホームページ <https://www.tosaikuei.jp>

